

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成28年1月8日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 坂本委員 西川委員 長島委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成28年1月8日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜市教育委員会と横浜市選挙管理委員会との主権者教育における連携・協力に関する協定の締結について

第58回 横浜市立小・中学校個別支援学級・特別支援学校合同学芸会・合同学習発表会について

3 請願等審査

受理番号96、102、103 肢体不自由特別支援学校再編整備計画に関する要望書

4 審議案件

教委第40号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について

教委第41号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第42号議案 横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第43号議案 横浜市男女共同参画センター条例等の一部改正に関する意見の申出について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

岡田教育長

それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。
はじめに、12月21日付で間野委員が改めて就任されましたので、御報告させていただきます。

間野委員

先月の市会で教育委員の再任をお認めいただきました間野でございます。
これまでの4年間の経験を踏まえて、次の4年間、さらに横浜の教育を良くするために力を尽くしてまいりたいと思います。
とりわけ、昨今大きな問題になってきています子供の貧困の問題、貧困による教育の格差、教育の格差による貧困の連鎖、こういう問題に公教育としてもっと大きく取り組んでいく必要があると感じています。
また、もう一つ、学校と家庭地域と社会をつないで連携して、より広く、大きく子供の貧困も含めて何とか子供たちにより良い学習環境をつくっていく、このようなことに取り組んでまいりたいと思います。
引き続きどうぞよろしく願いいたします。

岡田教育長

よろしく申し上げます。
次に、会議録の承認ですが、前回12月18日の会議録は準備中のため、次回以降に承認することといたします。
次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

齋藤教育次長

【一般報告】

1 市会関係

それでは、一般報告をさせていただきます。
まず市会関係ですが、年末年始を挟んでおりますので、この間は特にございません。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○12/19 文化交流会

(2) 報告事項

○横浜市教育委員会と横浜市選挙管理委員会との主権者教育における連携・協力に関する協定の締結について

○第58回横浜市立小・中学校個別支援学級・特別支援学校合同学芸会・合同学習発表会について

市教委関係ですが、主な会議等については、12月19日に文化交流会が西公会堂でございました。岡田教育長、西川委員に出席していただきました。平成27年度横浜市立学校総合文化祭の一環として行われたものでございます。小学校、中学校、高校、特別支援学校の児童生徒の芸術・文化活動に係る学習成果の発表・展

示が行われております。

続いて、報告事項ですが、横浜市教育委員会と横浜市選挙管理委員会との主権者教育における連携・協力に関する協定の締結について、後ほど所管課から説明がございませぬ。

続いて、第58回横浜市立小・中学校個別支援学級・特別支援学校合同学芸会・合同学習発表会について、これも後ほど所管課から説明がございませぬ。

その他については特にございませぬ。

報告は以上でございませぬ。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等はございませぬでしょうか。

特に御質問がなければ、横浜市教育委員会と横浜市選挙管理委員会との主権者教育における連携・協力に関する協定の締結につきまして、所管課から御報告いたします。

小口国際教育等担当部長

おはようございませぬ。国際教育等担当部長の小口でございませぬ。

本件につきましては、教育長への委任規則に基づきまして、教育長の専決事項として決定させていただいておりますところでございます。本日はその内容につきまして、所管各課を代表し、高校教育課長から御報告いたします。よろしくお願ひいたします。

西村高校教育課長

おはようございませぬ。高校教育課長の西村でございませぬ。よろしくお願ひします。

お手元の資料を御覧いただければと思ひます。横浜市選挙管理委員会との主権者教育における連携・協力に関する協定の締結について、御報告申し上げます。

協定締結の趣旨といたしましては、公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、市立学校における主権者教育の推進について、横浜市教育委員会と横浜市選挙管理委員会が今まで以上により相互の連携・協力を強化して取り組むための協定締結となります。

協定の締結式を本日12時30分より市庁舎2階応接室にて執り行ひます。

続きまして、協定の概要でございませぬ。そこにも書かせていただきましたが、協定の目的につきましては、市立学校における主権者教育の推進によって、児童・生徒の政治的教養を育み、主権者として政治参加の促進に貢献することを目的としております。相互に連携・協力して取り組むために協定を締結するものでございませぬ。

主な連携事項の内容でございませぬが、小、中、高、特別支援学校における実践的な主権者教育の推進、それから保護者、PTA、家庭、地域等の関係団体との連携協力、これらにおける連携事項として、本日協定を結ぶものでございませぬ。

説明は以上でございませぬ。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願ひいたします。

今田委員

連携事項というのをもう少し具体的に言うと、どういう格好なのですか。「主権者教育の推進」、それから「関係団体との連携・協力」、格調高く表題だけ書いてありますが、もう少しわかりやすく言うとどういう感じになりますか。難しいですか。

西村高校教育課長	<p>いえ、協定書そのものは本日の12時半に選挙管理委員長と教育長が協定を結びます。内容といたしましては、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、それぞれにおける実践的な参加型の体験を基にした主権者教育というようなことで、教育委員会といたしましては、選挙管理委員会の協力をいただくという形になっております。</p> <p>それから、地域、保護者の方たちとの連携については今までもしておりますが、さらに選挙管理委員会と連携することによって、子供たちを有権者として育む動きも明確になっていくのではないかと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
坂本委員	<p>もう少し説明していただきたいのですが、ここに書いてあるとおりのことをもう少し深めて、実践的な主権者教育と言われても、少しもピンとこないのが、それが何かということ、それから連携協力と言われても、何をどのように、全部は言えないと思いますから例えばで良いので、もう少しイメージが湧くように御説明いただけないでしょうか。</p>
西村高校教育課長	<p>失礼いたしました。小学校においては、例えば参加体験型の選挙フォーラムなどが考えられます。</p> <p>それから、中学校では、具体的には生徒会選挙や、その際の選挙学習、選管への職場体験、また中学生向けの「あと3年」という副教材の冊子がございますが、それらの活用ができるかと思います。</p> <p>また、高等学校におきましては、文部科学省と総務省が作りました「私たちが拓く日本の未来」という副教材がございます。選挙管理委員会に協力していただき、生徒たちを指導していきます。また、新たな取組といたしましては、模擬選挙やディベート等を行うときに、選挙管理委員会のお力を借りるということもございます。</p> <p>特別支援学校においては、各学校の事情によって、今のようなことを行っていくということです。</p>
坂本委員	<p>何をやるのですか。</p>
西村高校教育課長	<p>特別支援学校においては、小、中、高校、全部持っていますので、今、御説明したことをその特性に応じて、取り扱っていくということでございます。学校によって、模擬投票を行う学校もあるかもしれません。このように連携を深めていきたいと思っています。</p> <p>それから、地域や保護者の方たちには、「今、学校では、こういう形で主権者教育を行っています」ということをきちんと通知していくことがまず大前提になりますが、そういうことをしていくことで、子供たちや高校生が18歳になり有権者になりますので、地域も一緒になって有権者になった人たちを守っていくといえますか、そのために周知していくというところでも連携していきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
坂本委員	<p>要するに、選挙というものについて教えるということですか。例えば、小学生に実践的な主権者教育というのは、例えば学級委員会での投票については、選挙管理委員会の協力を得なくても従来からやっているわけですし、選挙管理委員会を見に行くというのは仰々しく言うようなことではないと思うので、もう少しコ</p>

アに触れて御説明いただけないでしょうか。

小口国際教育
等担当部長

今回、従来やってきた取組をさらに推進・発展しようという趣旨で選管と協定を結ばせていただきたいと思います。今、課長から幾つか協定書の中に明記している具体のメニューをお話しさせていただいたのですが、これが全てではないと思っていますし、その辺はもう少しやはり今回の協定書締結に基づいて選管ともいろいろ協議をしながら、小学校、中学校、高校、それぞれの段階に応じて、より選挙人としての意識を高めていきます。ただそれも、小学生と高校生では当然成育年齢が違いますから、同じ内容を伝えるということではございませんので、その辺もよく検討していきながら進めていければという、その1つのスタートラインとしてこの協定書を締結したいと思っております。

間野委員

同じなのですが、選挙管理委員会と連携しなければならない理由は何なのでしょう。つまり、坂本委員がおっしゃるように、今までもできているのではないかと、別主権者教育は学校単体でも教育委員会でもできるはずなのに、なぜ選挙管理委員会と連携しなければいけないのでしょうか。ノウハウが向こうにあるとか、向こうのほうが人材が豊富だとか、あるいはまたどういった具体的な学校の時間を使うのかとか、そのあたりがピンとこないのです。

小口国際教育
等担当部長

選挙管理委員会はもちろん関内にありますが、各区にも区の選挙管理委員会があります。学校現場という立場でいいますと、やはり各区ごとに区の選管とも連携をとっていただいて、よりその地域内、学校の実情に即した、いわゆる主権者教育ということがイメージとしてあり得るかと思っておりますので、そういった各区の選管などとの連携を学校ごとに、あるいは方面ごとに深めていただくための足がかりとしても、この選管と結ぶ協定書が有効になるのではないかと、そういう考え方を持っています。

間野委員

教師が教えるよりも、選挙管理委員会の関係者が来て教えるほうが、より中立で実践的なことが教えられるとか、そういうことなのでしょう。

小口国際教育
等担当部長

そういう場面もあるかもしれませんが、今まさに先生方がおっしゃったとおり、今までも選管には本当に協力していただきながら進めてきています。ここで連携協定を締結することで、さらに学校の中へ選管が積極的に入っていただくこともできます。教員の中立さは今までどおりですが、子供たちの選挙に対する意識を啓発していかなければいけない状況もございますので、そういう意味では学校教育だけではなくて、そういうお力も借りる必要があるため、締結していくことでございます。

今田委員

難しいことを聞いてしまつてごめんなさい。大体わかりました。選挙年齢が引き下げられることによって、やはり何らかの形でいろいろと専門的なノウハウを持っている選管とも協力してやっていくことに、まだ全部は見えないけれども、これからいろいろ動きながらやっていくことがあるだろうということで、それに積極的に取り組んでいこうということで理解させていただきます。御苦労さまです。

小口国際教育
等担当部長

もう一点よろしいでしょうか。とりわけ高等学校の関係なのですが、これは先生方も御存じかと思えますけれども、文部科学省において、高校の新しい教科と

して主体的に社会参加を促すための公共科という科目を創設していくという方向性で今、検討に入っていると聞いています。ただ、この学習指導要領の全面改訂の実施が6年先の平成34年ということで、その6年間といういとまもありますので、その間も6年待ってからスタートしようということではなく、特に高校レベルについてはそういったところの国の流れなども先取りするような形で協定書を結ぶという、そんな考え方です。

今田委員

わかりました。

長島委員

せっかく締結するのであれば、やはり家庭における保護者であるとか、地域の参画意識のようなものも一緒に育てられたらと思います。投票率向上につながる、未来の自分たちの国をつくるという意味でも、是非その辺のアピールや広報活動的にもできれば良いと思います。

西川委員

高等学校はもう目前にあるわけですが、高等学校の対応と小、中、特別支援学校の対応とのいろいろな違いはわかるのですが、学校の中ではカリキュラム等がいろいろと決まっているわけですから、その中にどう組み込んでいくのかということが学校現場では非常に悩ましいところだと思うのです。今あることだけで結構目いっぱいやっているところがあるので、是非その辺のところも上手に、学校がうまく関わられるような御配慮をしていただけたら有り難いと思います。

小口国際教育
等担当部長

とりわけ高等学校につきましては、現在、市立高校は9校10課程ございますけれども、各学校の管理職と、それから社会科・公民科の教員との代表によるプロジェクトチームを作っておりまして、市立高校における主権者教育をどうするかという具体的な詰めを行っております。そこでは、今、先生がおっしゃったように、授業時間、カリキュラムの編成の中でどう組み込めるかということも課題になっております。今年度末まであと2か月ほどですけれども、その間には少し一定の方向をきちんと固めて、新年度のスタートを切りたいと思っております。

坂本委員

皆様が意見をおっしゃった後でくどくて悪いのですが、どうもこれを聞きますと、主権者ということがこれから学校にも大切になるということで、非常に観念的に何かしなければならぬということのできた組織のような気がするのです。ですから、「やむにやまれぬ学校の現場でこういう事態が起こったら、こういうことは学校では解決できない」とか、「こんなことをしなければいけない」とか、そういうやむにやまれぬところから出たのではなくて、関係者の大人の組織の人が考えて、器を作ったと思うのです。

器を作ることは大事で、将来何かやるときに器があればやりやすいのですが、往々にして器、組織を作るとやらなくても良いこと、どうでも良いことをやりたがるのです。どんどん仕事を増やしていくのです。そのところは学校の先生にとって、今でももう目いっぱいなのです。いじめもあるし、その上、主権者教育もやるというのは、それだけでもう胸がうっとなることでしょう。とはいえ、私もとても大事なことだと思いますので、本当に必要なことを最小限、最も効率的にどうやるかということを考えていただきたいのです。

今回の組織がそうだというのではないのですが、一般的には組織を作ると「何をやるか」とどんどん関係者が考えて、現場を忘れることが多いので、そこだけよろしくお願いします。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、いただきました意見をしっかり踏まえて実施していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、第58回横浜市立小・中学校個別支援学級・特別支援学校合同学芸会・合同学習発表会について、所管課から御報告いたします。

長谷川指導部長

指導部長の長谷川です。よろしく願いいたします。

本年度も横浜市立小・中学校個別支援学級・特別支援学校合同学芸会・合同学習発表会を1月中旬から2月にかけて開催いたしますので、その内容につきまして、所管課のほうから御説明いたします。

和内特別支援教育相談課長

特別支援教育相談課長の和内でございます。

先立ちまして、10月の個別支援学級合同体育大会につきましては、皆様に御来場いただきありがとうございました。大変子供たちの励みになりました。

本日は、第58回を迎えます合同学芸会・合同学習発表会について説明させていただきます。

中学校は、日時が平成28年1月19、20、27、28、29日の5日間になっております。中学校はA、B、C、D、E、区ごとの5ブロックに分けて、5日開催となっております。9時半から開始となります。場所は西公会堂となります。

小学校は、1月から2月、各区ごとの開催となります。プリントの裏面になりますけれども、非常に長い期間にわたって公会堂等で各区ごと、区によっては2回開催のところもございますが、学習発表会を開催いたします。

スローガンは、中学校は『パワー全開！ みんなのステージ』、小学校は『みる人も する人も りっぱに』となっております。

中学校につきましては、その次にプログラムもつけさせていただきました。このプログラムですが、冬休み中に刷り上げたということで、1月13日、来週に関係校長がプログラムを関内にお渡しに出向くと聞いております。

内容についてはプログラムを見ていただければと思いますが、音楽的なもの、体育的なものが大変多いのですが、それ以外にも教科の発表や演劇、映像表現など、いろいろ日頃からの学習の成果を舞台上で発表するという催しになっております。また、この行事に向けて取り組んでいることもございますし、逆に日頃やっていることを発表するという形もございます。

子供たちの活躍ももちろんなのですが、学校に育まれている伝統的なもの、あるいは担当する先生方の得意分野であったり、子供の状況に応じた活動ですとか、いろいろと非常に指導力が発揮される場面であるということを経験して強く感じております。

なかなか個別支援学級の子供たちは、学校の中では中心となって活躍するチャンスが少ないのですが、こちらの行事につきましては全員が主人公ということで、保護者の方も多数御来場されて、日頃の学習成果の発表の舞台を見届ける絶好の機会となっております。子供たちの自己肯定感を育む大きな機会となっておりますので、御都合がございましたら、その日、その場所の公会堂に是非御来場いただきまして、小中学校の個別支援学級の子供たち、そして担当する先生たちの様子、その頑張りを御覧いただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたら、お願いいたします。

間野委員	大変大事な取組だと思っています。小中合わせて合計で何人が参加するのでしょうか。
和内特別支援教育相談課長	在籍生徒がほとんど参加いたしますので、中学校が恐らく4,000人ぐらいの規模になると思います。小学校はもっと多くなりまして、およそ8,000人ぐらいの規模になると思います。
間野委員	中学が4,000人で、小学校が8,000人ですか。
和内特別支援教育相談課長	はい。
間野委員	はい、ありがとうございます。
岡田教育長	ほかには何かございますでしょうか。
西川委員	昨年度、私も参加させていただいたのですが、子供たちが非常に生き生きとしていました。お互いの学校の発表を見るのも良いですね。とても良い機会だと思いますので、また楽しみにして参加させていただきたいと思います。
和内特別支援教育相談課長	ありがとうございます。
岡田教育長	ほかにはよろしいでしょうか。 それでは、ほかには御質問等がなければ、議事日程に従い、請願等審査に移ります。 10月21日、11月30日付で受け付けいたしまして、各委員に配付しております受理番号96、102、103の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。
長谷川指導部長	指導部長の長谷川です。引き続きよろしくお願いたします。 肢体不自由特別支援学校5校の再編整備に関しまして、北綱島特別支援学校のPTA会長から受理番号96、102の請願書及び受理番号103の質問・意見状をいただきましたので、所管課長から考え方について御説明いたします。
吉原特別支援教育課長	特別支援教育課長の吉原です。よろしくお願いたします。 それでは、受理番号96、102の請願書、103の質問・意見状について、御説明いたします。 10月21日に受理した受理番号96、11月30日に受理した102の請願書、103の質問・意見状については、昨年9月から10月にかけて、北綱島特別支援学校の保護者説明会を実施したことを受け、提出されたものです。保護者の皆様からの学校閉校に伴う転校に対する不安や、北綱島特別支援学校の存続についての御意見・御要望となっております。これらを踏まえ、12月に保護者説明会を開催し、転校が難しい児童生徒に対応するための方策について、説明を行いました。 それでは、請願書に対する教育委員会の考え方について御説明いたします。 市立の肢体不自由特別支援学校は、昭和40年から50年代の設立当初から、軽度

から中度の児童生徒を対象にした上菅田特別支援学校と、重度重複障害の児童生徒を対象にした北綱島、中村、若葉台、東俣野の4校に分けて教育を行ってきました。肢体不自由特別支援学校の教育については、第2期教育振興基本計画の理念の下、児童生徒の自立と社会参加を重要な課題として位置づけています。

そこで、軽度から重度の子供たち同士がともに学び関わり合う中で、更なる成長を求めるとともに個々の能力を引き出し伸ばしていくための教育を重視しています。特に重度重複障害のある児童生徒については、医療的ケアや生活支援を中心としたプログラムだけではなく、個々の可能性を引き出し、自分なりの自己実現を果たすことができる教育課程が必要です。

そこで、市立肢体不自由特別支援学校5校すべてで軽度から重度の児童生徒に幅広く対応できるよう、全市的な立場で再編整備を行い、教育課程や教育環境をより充実させていきます。今回の再編整備では、新たに左近山特別支援学校を肢体不自由の単独校として整備し、伸び伸びと、共に学び合える環境を整えます。また、県と連携し、県立養護学校も含めた肢体不自由特別支援学校の通学エリアを設定することで、市立肢体不自由特別支援学校の過大規模化やスクールバスの長時間乗車など、経年の課題を解決していきます。左近山特別支援学校の整備につきましては、地域においても賛同いただいております、来年度から基本設計に入る予定です。

一方、北綱島特別支援学校は児童生徒の増加に伴い、特別教室を普通教室に改修し、現在10教室76名の児童生徒が学んでおり、特別教室はプレイホールしかありません。軽度から重度の子供たち一人ひとりの特性に応じた教育環境を整備するための改修を行うと、普通教室は4教室程度となり、受け入れ可能人数が大幅に減少します。児童生徒の減少は教員配置、学校運営等に影響を及ぼし、子供たちの能力を引き出す教育を十分に行うことが困難な状況です。

左近山特別支援学校の開校に合わせて、北綱島特別支援学校は閉校としますが、健康上の理由等により転校が著しく困難である在校生及び保護者の負担や不安を軽減し、心配なく安全に教育を受けられるよう、北綱島特別支援学校閉校後は上菅田特別支援学校の分教室として対応していきます。分教室の在り方については、北綱島を初め、ほかの学校の保護者の皆様からの御意見等を勘案しながら丁寧に進めていきます。

市の北部・東部地域については、子供の増加なども見据え、市立特別支援学校を初め、県立の養護学校を含めて対応していけるよう、引き続き県にも働きかけを行い、しっかりと連携して進めていきます。

北綱島小学校との交流及び共同学習のこれまでの成果につきましては、居住地の小中学校との副学籍による交流及び共同学習に生かし、地域での自立と社会参加を目指していきます。

これまで様々な面で御協力いただいた地域の皆様等に対しても、今回の計画について、丁寧に御説明していく予定です。

以上が請願書等に対する考え方となります。

なお、個別の御意見・御質問等につきましては、本日の委員会での考え方を踏まえ、事務局で回答させていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

岡田教育長

事務局からの説明が終了いたしました。御質問等がございましたら、お願いいたします。

坂本委員

保護者の要請も非常に切実ですし、教育委員会も一生懸命考えて、1つの方向

が出たことは大変評価させていただきたいと思います。その中で、分教室ということは、いつ頃からどのような感じで出ていたのでしょうか。私がうかつだったのかもしれませんが。

吉原特別支援
教育課長

9月から保護者説明会を行いまして、一番の大きな不安は、やはり在校生の保護者の方が選んで北綱島特別支援学校へ来たということと、それとやはり近くに引っ越しされていたり、あと急には転校が難しい、要するにスクールバスに乗れないというお子さんたちも若干いますので、そういうお子さんたちが閉校後、ほかの学校に行くことは難しいという御意見がかなり多かったというのが事実です。引き続き在校生の保護者の方々が心配なく子供を通わせられる方法として、分教室ということの一つの提案とさせていただいて、今回御説明させていただきました。

坂本委員

御回答ありがとうございました。それで、多分そういう御家族の方、地域の方の要請に何とかして応じようというところから出てきたアイデアだと思って、これはこれで大事に何とか育てていくと良いと思います。ただ、従来から考えていなかったことですよね。あるところから出てきたことで、当然コスト的にも、それから先生方の負担、手間暇も1か所にするより増えると思うのです。増えるからしてはいけないということではなくて、そうだともしようということですから、できるだけコストとか、それから先生方の手間暇を上手に賢く考えて、なるべく最小限度で効果を大きくする必要があります。

質問としては、このことによって、コストとか、それから例えば先生方の人数、人数を増やさないとすると先生方の負担などはどのくらい増えると見込んでいらっしゃるかをお聞きしたいというのが1つです。

それから、今の方たちが非常にこのことに強く執着しているのは、現在通っているのですから当然です。ですが、将来的にはだんだんお子さんは入れ替わってくるわけですし、こういう学校が1つになるという社会的な動きがあれば、だんだん次の世代には気持ちが変わってくるなり、入る前にそうなるわけですから、覚悟が今の方とは大分違うと思うのです。ですから、そういう意味で、いつまでこういう状態をするのか、こういう状態が永久に良いと思っているのか、それとも今、大変切実な思い、つらい思いをしていらっしゃる方への対策として一定期間なさるおつもりか、その2点をお伺いします。

岡田教育長

コストにつきましては、実はまだ詳細には出しておりません。幾らかかるから分教室をやらないとか、幾らかかるからやるという判断の基準を置きませんでしたので、それはこれから詰めていきます。

坂本委員

私もコストがかかるからやっちはいけないという意味で言ったのではないのです。ただ、物事をするときは、コストというのは基本なのです。ですから、決定するときは、コストについては粗々のめどを立てて、それをどうやって確保するかをしておかないと、いざやっからうまくいかないということが起こると困るので伺いました。決してコストがかかるからやることに対して反対と言ったのではありません。ただ、そのくらい計画をとるときは、そういうことも考える必要があるのではないのでしょうか。

吉原特別支援
教育課長

コストもそうですけれども、人力的な部分についても、考えながらと思っています。ただ、閉校後、在校生のお子さんのための分教室でありますので、これか

ら保護者の方の御希望などを聞きながら分教室等についても考えていきたいと思
います。ただ、坂本委員のおっしゃるように、コストの面もやはり十分考えてい
って、かつ在校生の保護者の方が安心してきて、卒業まで迎えられるという状況に
ついては、これから丁寧に説明等を含めてやっていきたいと思っております。

それと、人員のほうも、基本的には分教室ということで、本校が上菅田特別支
援学校になりますので、北綱島特別支援学校のほうで最重度のお子さんがたくさ
んいる中で、安心してできるような環境づくりということでの人員配当を今後考
えていきたいと思っております。

坂本委員

わかりますけれども、やはり1つの何かをやるときには、精査は後でやれば良
いのですが、大体例えばコストはどんなオーダーか、何千万のオーダーかそうで
はないのか、大体のオーダーと、それから質も人員も何人ぐらいなのか、1人か
2人なのか、やり繰りできるのか、やはりそういうめどをつけながら計画も同時
に進める方が、実現可能性が高くなるような気がいたしました。でも、それは今
教育長のお話もありましたし、今後お詰めになるそうですから、それで是非詰め
ていただきたいと思っております。

それからもう一つの方ですけれども。

吉原特別支援
教育課長

この状況については、お子さんたちの状況によって大きく変わってくるという
ことと、閉校後の問題ということもありますので、基本的には閉校した後の保護
者の方の御意見等も踏まえながら考えていきたいと思っております。子供の状況も変わ
りますし、特別支援教育の全体的なものも今後5年間の中で変わっていくところ
もあると思っておりますので、その辺りを踏まえて丁寧に保護者とお話し合いをしなが
らと思っております。

坂本委員

わかりました。

今田委員

今回の取組について、第2期教育振興基本計画の中での理念で、子供たちの自
立と社会参加を重要な課題という格好で、自分なりの自己実現を目指していくと
いうことで、軽度と重度の子供たちが一緒の学校に通えるように、全市的に再編
整備するという考え方は、一つ根底にあります。併せて、絶対数というか、特別
支援・個別支援に通う子供たちの数が、北綱島ができた当時は40人でしたが、今
は76人で、全市的に生徒の絶対数が増えてきているという状況もこういう取組の
前提になっているはずですから、絶対数の増加についてもどこかに出ていると、
これはオール横浜の視点に立った個別支援の教育に取り組んでいるということが
よりわかりやすくなるのではないかと私は思います。随分一生懸命、皆さんは考
えてこられたのだらうと思うのですが、そこがどんな状況なのかというのを教え
てもらえるとありがたいと思っております。

吉原特別支援
教育課長

今回は肢体不自由の特別支援学校ということでやっております。特別支援学校
は5障害ということで、いろいろな特別支援学校があるのですけれども、肢体不
自由に関していえば、若干今の状況を考えると増えていっているという状況があ
ります。ただ、今回の計画につきましては、左近山第二小学校跡地で左近山特別
支援学校が大体120名から130名ぐらい、それと平成32年に県立中里学園跡地に特
別支援学校ができるということで、その総枠を考えたときには大体増減の児童生
徒に対応できると想定して、全体的な計画を考えております。

今田委員	質問と答えがかみ合ったのか、どうでしょうか。対象の子供たちの数が増えているのではないかと、そのこともこの全市的な再編整備計画の要因になっているのではないかと私は理解していたのですが、私の理解は違いますか。
吉原特別支援教育課長	そういうお子さんに関しては、増えてきているという状況です。義務化のときのお子さんの状況と、今の社会の中で重度重複のお子さんたちを考えていくと、増えてきているというのが状況としてあります。そこがありまして、規模的にも大規模に再編整備をしなくてはならないということになります。
今田委員	だから、全市的な再編整備をやる要因の1つとしてそのことがあるということが、この考え方の中にあるとより理解が進められるのではないかと思います。
吉原特別支援教育課長	わかりました。
長島委員	<p>この特別支援学校というものに対して、横浜では本当に早い時期から丁寧に対応していただいていたと、今までいろいろなPTAの活動であるとか、全国の方々とお話ししてきた中で、私は感じてきたのです。本当に子供たちと家族の方々のことを思って対応していただいていたという認識できて、今回も将来的な生徒数の増加であるとか、施設の老朽化であるとか、あと人数の偏りであるとかというものを将来的な大きな計画の中の通過点として考えていくと、本当に大事なことであると思います。</p> <p>ですが、やはり今生きている北綱島に通っている子供たちのことを考えると、全体の良さと部分である当事者として見れば、心境穏やかでない部分が出てくるのはどうしても仕方がないことだと思うのです。これはどの場面においても、この特別支援以外の場合にもあると思うのですけれども、事務局が本当に心砕いてやってくださっているということは、肌で、そばで見聞きしてとても感じているので、保護者の方々と地域の方々がせり合うのではなくて、本当に良い面を見つけるための子供たちに対する皆さんの思いが是非うまくつながっていけばと心から思っています。本当にその辺りのことを今後も頑張っていたいただきたいというのが今、心から思うことです。是非横浜の特別支援教育のためによりよろしくお願いします。</p>
長谷川指導部長	ありがとうございます。本当に、おっしゃっていただいたように、保護者の願いや思いと、事務局の、子供たちに良い教育をしていきたいという思いや、これから先を見通して、特別支援を要する子供たちが増えていくということも考えて、環境をまず整えて、今までよりも良い教育をしていきたいという思いは一緒だと思うのですけれども、やはりそのプロセスの中で、それがなかなか伝わっていかないというところはあったと思います。その辺りもしっかりもう一度保護者の方たちとも丁寧にお話し合いをする中で、思いは同じなのだということもしっかり伝えていきたいと思っています。
長島委員	やはり横浜がどんなに優れているかということが、なかなか当事者というか、私たちはわからないのですが、本当に、外に出ると横浜の特別支援教育は自慢すべき施設であったりとか、北綱島ができた頃の方のお話を、かつてPTA関係であったり、その当時の職員であったりした方に何度もお話を伺ったことがあるのですけれども、「すごいな、自慢すべきことなのだ」と感じてきました。やはり

せっかく新しいことに取り組もうというときですから、手を携えてという言葉は古臭いかもしれないのですが、是非頑張ってくださいと思います。それぞれが、当事者の方々と、ということです。

岡田教育長

どうぞ。

西川委員

ここまで来るまでは大変だったと思います。当事者の保護者の方の思いというのは、非常に、自分の子がどうなってしまうのかという不安がたくさんあると思うのです。ですから、今、お話がいろいろ出ましたように、分教室につきましても、「良かったな」というような思いができるような、それから一人ひとりの聞き取りをなさっていると思うのですが、今後どうしたら良いのかということをやはり真剣に立ち会って考えてあげてほしいという思いがあります。

それから、左近山にもできるのですよね。そこに近い方はよろしいと思うのですが、北綱島の地域からそこに行かなければいけないのかという思いとか、そういうのがあったら困ると思いますので、是非一人ひとりの状況をよく勘案していただいて、そつなく上手に乗り切っていただけたら有り難いと思います。よろしくお願ひいたします。

吉原特別支援
教育課長

在校生の保護者の方の御心配は十分こちらでもわかっておりますので、在校生につきましても、一人ひとりに丁寧にお聞きして、分教室ということで残っていく方もいらっしゃるし、ほかの学校を希望される方もいらっしゃると思いますので、その辺は丁寧にやっていきたいと思ひます。

西川委員

よろしくお願ひします。

間野委員

本来廃校の予定だったものが分教室という形で、形は変わりますけれども、存続の可能性が出てきたということは、現実的な解決として非常に進展して、事務局も相当いろいろ配慮した結果だと思ひています。

本来、特別支援学校は市には設置義務がない中で、横浜市は市民にとって必要だということで特別に配慮して、そういう教育をやってきたわけで、これは今後もちろん存続すべきなのですが、質問状にもありますけれども、やはり設置義務がある県ともう少し連携を密にして、質問状の中でも県との連携が見えないとか、県の学校がどうなっているのかが見えないということがありますので、そのあたりも横浜市だけで単独で抱えるのではなくて、もう少し県の情報も保護者の皆さんにしっかりお伝えして、新しくできる左近山に関しては本当に良い教育環境をやって、みんながそこに行きたいと思えるような学校づくりに励んでいただければと思ひます。引き続きよろしくお願ひします。

吉原特別支援
教育課長

県との連携につきましても、これから引き続き密にとっていきたいと思ひます。また、特別支援学校につきましても、基本的には市と県と両方市内のお子さんが行きますから、その辺の共通したいろいろな情報についても、今後も引き続き本当にやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岡田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見等がなければ、受理番号96、102、103の要望書については、説明させていただいた事務局の考え方に沿い、さらに今後の教育の向上を目指していくとしっかりお伝えし、県との連携が少しでも見える形を、そのたび

ごとに情報提供していくことを念頭に回答させていただきたいと思います。そのようなことでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、そのように回答文を作らせていただきます。
以上で請願等審査を終了いたします。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りいたします。教委第40号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」は人事案件のため、教委第41号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」、教委第42号議案「横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」、教委第43号議案「横浜市男女共同参画センター条例等の一部改正に関する意見の申出について」は事前に公開することにより議会の審議等に支障が生じる案件であるため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第40号議案から教委第43号議案までは、非公開といたします。審議に入る前に、そのほか皆様から何かございますか。
それでは、事務局から報告をお願いします。

加納委員会担当係長

12月24日に1団体から日の丸、君が代に関する要望書が提出されました。また、1月4日に1団体から、1月5日に個人の方1名から俣野小学校・深谷台小学校の統廃合に関する請願書が提出されました。これらの要望書等につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願いいたします。

また、次回の教育委員会臨時会ですが、1月22日、金曜日の午前10時から開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。

岡田教育長

よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は1月22日、金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認をお願いいたします。

次に、非公開案件の審議に入ります。傍聴の方、記者席の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

高倉施設部長
西園学校計画
課担当課長

教委第40号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について」
(原案のとおり承認)

西園学校計画 課担当課長 西村高校教育 課長 山下小中一貫 校推進・情報 教育担当課長	教委第41号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」 (原案のとおり承認)
小口国際教育 等担当部長 西村高校教育 課長	教委第42号議案「横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」 (原案のとおり承認)
長谷川指導部 長 山下小中一貫 校推進・情報 教育担当課長	教委第43号議案「横浜市男女共同参画センター条例等の一部改正に関する意見の申出について」 (原案のとおり承認)
岡田教育長	本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後0時00分]